

取扱区分：「公開」

令和3年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年12月10日（金）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和3年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和3年12月10日(金) 午前10時02分～午前11時13分

2 場所 周南市役所 多目的ホール

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第12番 弘 中 壽

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課長 長 畠 和 彦

産業振興部農林課 農政担当主査 福 田 雅 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第46号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第47号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第48号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第49号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	40件

第3 報告事項

報告第70号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	4件
報告第71号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
報告第72号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	8件
報告第73号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	2件
報告第74号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第75号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約等の通知について	1件
報告第76号	現況が農地でないことの証明等について	9件
報告第77号	令和2年度の周南市農業委員会の決算について	1件

第4 議決事項（追加）

議案第50号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
--------	--------------------	----

第5 議決事項（追加）

議案第51号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
--------	-------------------------	----

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第12番・弘中 壽 委員 の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時02 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第12回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第2番・有馬 俊雅 委員、第13番・藤井 孝 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1 ページから 2 ページの議案第46号は、1 議案 4 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田 5 筆の面積が4,086平方メートルの農地です。

現況は、1,034平方メートルの農地の一部が畑で、残りは全て田になっております。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は高齢の為、今後の耕作が困難になると思われるうえ、農業後継者がいないことから、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、以前から兄である譲渡人の耕作を手伝っており、今回譲り渡しの申出があり、自分には農業後継者がいるため、申出を受けるものです。

取得後の農地は、約40アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

山崎委員

第16番山崎委員

16番山崎です。

番号 1 番については、去る12月 5 日、譲渡人及び譲受人と現地で面談し、調査と意思確認をしましたので、その結果をご報告いたします。

譲渡人と譲受人は兄弟で、家が近くにあり、これまで譲受人は譲渡人から農地の一部を借りて野菜を作ったり、また、農繁期には米作りを手伝ったりしておられましたが、この度、譲渡人は高齢で後継者がいないため、譲受人に譲渡されるものです。

まず、農地の165平方メートル及び386平方メートルについては、

草を刈ってよく管理されており、また1,034平方メートルの農地については、一部野菜を植えてあり、残りは草を刈り良く管理されていました。

次に、1,223平方メートルと1,278平方メートルの農地については、今まで、水稻の作付がされていました。

こうした中、譲受人は、あと1年で仕事をやめるので、これからは休耕田を畑に変え、野菜を作ったり、また、米作りもしたいとのことです。

農機具については、譲渡人と共同で使われるとのことでした。

近くに住む兄弟が、助け合って農地を守っていくことは本当に素晴らしいことであり、別に問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程、お願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第46号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,469平方メートルの農地です。

議長 (山下会長)

山本事務局長

現況は田として耕作されています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は県外に居住しており、農地を一切管理できないため、譲り渡すものです。

譲受人は自宅前であり、農地としての景観や環境を守るため、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約76アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第46号番号2番について、補足説明いたします。

去る、11月24日に現地確認、11月26日に譲受人と、11月30日に譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

農地の現状ですが、水稻が収穫されて耕起され、周辺は草刈りをされておりました。

譲受人の話では、数年前に耕作されていた人が亡くなり、それ以降休耕となっていたとのことでした。

申請地は譲受人が耕作している農地及び自治会館に隣接しており、水路や環境の保全の観点からも譲渡人の了解を得て、本年草刈り後、水稻を作付けしたとのことでした。

譲渡人も、相続したものの遠方に居住しており、管理もできないため、この度譲受人に譲渡したいとのことでした。

譲受人は隣接した申請地を購入し、少しでも景観及び環境を守っていきたいとのことでした。

トラクター、コンバイン、田植え機、草刈り機等営農するのに必要な機材を保有し、家族や地域との協力もあり問題ないと考えます。

議長（山下会長）

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今の議案第46号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号3番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が757平方メートルの農地です。

現況は自己保全管理されている畑です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は高齢で、農地として維持管理することが困難であるため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は所有する樹園地の隣接農地を取得することで、果樹園の規模拡大を図り、安定的・継続的な果樹園経営に資するため、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約319アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯委員

第4番佐伯委員

第4番、佐伯です。

議案46号、第3番について調査報告します。

11月24日、事務局と譲受人本人と一緒に現地確認をしました。

農地は現在まで耕作はされてはおりませんが、草刈りはされて
いました。

隣接地は譲受人の果樹園であり、今回農地を譲り受け、規模を拡大し継続的な経営を進めていきたいとのことです。

譲渡人とは、電話にて意思を確認しました。

高齢でもあり、今後も維持は困難なため、譲受人の希望もあり、
同意されたとのことです。

譲受人が今後農地として、維持管理されることは確認されました
ので、許可しても良いと思われまます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第46号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号3番は、許可と決定い
たします。

続きまして、議案第46号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号4番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が635平方メートルの農地です。

現況は畑として耕作されています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は高齢で、農業後継者もいないため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は農地の拡大を考えていたところ、譲り渡しの申し出を受け、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約68アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番、笠井です。

議案第46号、番号4番について、去る11月23日、事務局と一緒に現地を確認しました。

また、申請人とは電話にて意思確認いたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の地目は田ですが、譲渡人は高齢であること、後継者もなく、今回譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、今回の申請地に隣接する中古住宅を購入し、倉庫として利用しており、農機具も格納されておりました。

トラクター、コンバイン、バインダー、乾燥機、もみすり機等の農機具を所有されていて、近くの田で水稻の栽培をされています。

農作地の規模拡大を考えていたところ、今回の譲渡の話をいただいて、受けることにしたとのことでした。

申請地の現況は、ニンニク、玉ねぎ、葉物野菜が作付けされてきました。今後も畑地として利用したいとのことです。

家族と一緒に農業に取り組みたいとのことで、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第46号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号4番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

3ページの議案第47号は1議案1件です。

では、ご説明いたします。

申請人は、6台分の貸駐車場を確保するため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、高水駅から東約350メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は都市計画法上の用途地域が定められている第3種農地に該当します。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番、笠井です。

第1番について、去る11月18日に事務局と一緒に現地確認をしました。

また、申請人とは電話にて意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は市道に面していて、周囲に農地はなく、孤立した狭小の農地です。畑地として利用されていたもので、現況は草を刈って休耕されていました。

申請人は相続により農地を取得しましたが、今の居住地が周南市内で遠隔地でもあり、子供の頃より農業の経験もなく、耕作が困難なため、貸駐車場にするとのことでした。

周辺地域に、駐車スペースが少ないことから、妥当であると思います。

被害防除計画書によって調査しましたが、問題はなく、周辺農地に与える影響もなく、提出書類も揃っていて、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
議案第47号について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第47号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4ページから5ページの議案第48号は、1議案8件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、ヒノキ約100本を植林するため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、住吉中学校から北約480メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

第18番山下委員

第18番の山下です。

番号1番は、報告第76号番号9番と同一の土地で、所有者より非

農地証明願があったので、二人の農地利用最適化推進委員と私の三人で非農地判断を行うため、10月25日に事務局職員と共に現地調査をしたところ、野菜が栽培され、畑として耕作中であったため、農地に該当すると決定し、非農地証明が適当でない認め、非農地証明願返戻通知書によりその旨を通知したものです。

その後、当該土地に植林をする目的で農地転用をするため権利移動の許可申請がなされたもので、本件の申請受付後、改めて11月26日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、市道徳山加見線の法面に一部接しているものの、道らしき道もなく、勾配もきつく、機械も入らない状況で、人力により管理する以外には利用するのが困難な土地でした。

現状は、3枚の段々状になっており、その一部が畑で耕作され、残りにはみかん等の果樹があり、周りにはイノシシ除けのトタンが設置されていました。

同日、譲渡人と譲受人の双方に電話をし、確認をいたしました。

譲渡人は、相続により当該土地を取得したものの、農業経験もなく、この土地を含めた農地のすべてを管理できず、その処置に困っていたが、この度、譲受人に譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、今回申請した土地を含め遊休農地すべてを譲り渡す話があり、これを承諾して譲り受けることとしたもので、市街化区域内にある農地については、既に転用のための権利取得の届出をし、受理されたが、本件の土地は、市街化調整区域内にある農地で、今回の申請に及んだとのことでした。

現在、畑を耕作中の方には、収穫を待って設置したものを撤去するよう伝えており、その後、ヒノキの苗木約100本を植え付ける計画とのことでした。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障が

なく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第48号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積368.57平方メートル、パネル枚数224枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高速自動車道国道德山西インターチェンジ入口から南西約50メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、高速自動車道国道入口から300メートル以内に位置する農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被

害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第48号、2番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

11月25日、事務局の方と現地確認をしました。

地目は田で、879平方メートルです。

現状は耕作されてなく、雑草が生えていました。

11月25日、市外にお住いの譲渡人と電話にて意思確認をしました。相続したが、耕作することができず、草刈り等の管理経費がかかり、困っていたところに今回のお話があり、売却することにしたそうです。

11月25日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い、調査しましたが問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号2番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第48号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約430メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番、岩田です。

議案第48号、3番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

11月25日、事務局の方と現地確認をしました。

地目は田で、1,579平方メートルです。

現状は耕作されていなく、雑草が生えていました。

11月30日、譲渡人と現地確認及び意思確認をしました。

3年前まで耕作していましたが、高齢となり耕作することが出来なくなり、休耕していて、今回太陽光発電業者のお話があり、売却することにしたそうです。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

11月30日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は、先ほどの事務局の説明のとおりです。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番をご説明いたします。

番号4番の譲渡人及び譲受人は番号3番と同じです。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 866.45 平方メートル、パネル枚数 336 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 2 基です。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約 410 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第 3 番岩田委員

第 3 番の岩田です。

議案第 48 号、4 番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、1 筆 2,006 平方メートルを申請するものです。

なお、先ほどの 3 番、今回の 4 番について申請地は隣接しており、譲渡人、譲受人とも同一人物、同一業者です。

11 月 25 日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は耕作されてなく、雑草が生えていました。

11 月 30 日、譲渡人と現地確認及び意思確認をしました。

3 年前まで耕作していましたが、高齢となり耕作することが出来なくなり休耕していて、今回太陽光発電の話があり売却することにしたそうです。

11 月 30 日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

議長（山下会長）

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積417.75平方メートル、パネル枚数162枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約420メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第48号、5番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、1筆2,338平方メートルです。

11月25日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は耕作されていなく、雑草が生えていました。

11月30日、譲渡人と現地確認、意思確認をしました。

自分では耕作することが出来ず休耕していたところへ、先ほどの3番、4番に隣接する水田でもあり、そちらからお話があり売却することにしたそうです。

11月30日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題はないと思われま

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号6番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積417.75平方メートル、パネル枚数162枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南西約250メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、駅から300メートル以内の第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第48号、6番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、1筆1,169平方メートルを申請するものです。

11月25日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は耕作されていなく、雑草が生えていました。

12月5日、譲渡人と現地確認、意思確認をしました。

相続しましたが、耕作することが出来ず、休耕していて、今回太陽光発電業者のお話があり売却することにしたそうです。

11月25日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い、調査しましたが問題ないと思われています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号6番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号7番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積473.87平方メートル、パネル枚数288枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛インターチェンジ出入口から北西約280メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、高速自動車道国道出入口から

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

300メートル以内の第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

議案第48号、番号7について調査を行いましたので報告をいたします。

11月27日に、事務局と私で現地調査を行い、その後代理人に電話をし、建設計画・事業量等を確認し、また、土地所有者にも電話で確認を行いました。

現地は事務局の報告のとおりであり、2年前まで耕作されておりましたが、水路から水の漏水が多く、作らなくなりました。現在、年2回程度草刈り管理を行っています。

また、道幅も狭く他に耕作していただく方もおらず、困っているところ、この土地を購入し、ソーラー発電をしたいと話がまとまったところであり、近隣にもソーラー発電が設置されているところがございます。

計画では、面積1,360平方メートルの中にパネル288枚、最大出力49.5キロワットの計画であります。

また、譲受人は2015年5月に売電事業を開始し、現在7基を稼働させているそうです。

調査項目等により調査を行いました但し問題になるところもないと思いますので、よろしくお願ひし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号7番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号8番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号8番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 835.50 平方メートル、パネル枚数 324 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 2 基です。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛郵便局から北約 230 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、都市計画法上の用途区分が定まっている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第17番笠井委員

第17番の笠井です。

第8番について、去る11月27日事務局と一緒に現地確認をいたしました。

申請者とは電話にて意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の地目は田ですが、現況は長い間休耕されていて、栗園として栗の木が植栽されていて、草を刈って管理されていました。

譲渡人は、遠隔地に居住していて、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定もないことから、譲り渡すことにしたとのことです。

また、譲受人は太陽光発電事業の候補地を探していたところ、譲渡人と協議ができ、日当たりも良いため、購入することにしたとのことです。

譲受人は県内各地に太陽光発電設備を積極的に設置しており、再生可能エネルギー発電事業の一環として太陽光発電設備を設置するとのことです。

周辺農地に接しておらず、周辺農地に与える影響もなく、防除計画書に沿って調査をしましたが、問題なく、提出書類も揃っていて問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号8番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号8番は、許可と決定い

議長（山下会長）

たします。

続きまして、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

6ページから15ページまでの議案第49号です。

本議案につきましては、周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、長畠課長よろしくをお願いします。

農林課 長畠課長

それでは、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」をご説明させていただきます。

本日は10月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、令和4年1月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区37件、熊毛地区1件、鹿野地区2件、全71筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、6番以降40番までの長穂地区のもので、35件、52筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第49号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ありませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、議案第49号について採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第70号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

16ページから17ページの報告第70号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は4件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第70号を終わります。

続きまして、報告第71号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

18ページの報告第71号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第71号を終わります。

続きまして、報告第72号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

19ページから20ページの報告第72号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第72号を終わります。

続きまして、報告第73号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いいたします。

山本事務局長

山本事務局長

21ページの報告第73号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされるもので、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用が、今回2件ありました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専

決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

報告が終わりました。

以上で、報告第73号を終わります。

続きまして、報告第74号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

22ページの報告第74号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後、3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備され、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

報告が終わりました。

以上で、報告第74号を終わります。

続きまして、報告第75号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約等の通知について」、を事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

23ページの報告第75号について、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約については、農地法第18条の規定により、賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除はできないとされております。

一方、農地法第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約は許可を要しないで行うことが可能ですが、この場合、これ

らの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされているもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第75号を終わります。

続きまして、報告第76号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

24ページから27ページの報告第76号は、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をしたので、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第18条の規定により、非農地判断の結果及び非農地証明書の交付等を報告するもので、今回は9件です。

番号1番から番号8番までの8件につきましては、非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

番号9番につきましては、議案第72号番号1番で、地区担当委員からご説明があったとおり、農地に該当すると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しました。

また、番号6番の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第76号を終わります。

続きまして、報告第77号「令和2年度の周南市農業委員会の決算について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

28ページの報告第77号は、11月10日の市議会本会議におきまして、令和2年度周南市一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、そのうちの農業委員会事務局所管決算について、別紙のとおり報告するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第77号を終わります。

続きまして、議案（その2）の議事日程第4、議決事項に入ります。

議案第50号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

それでは、議案（その2）の1ページ、議案第50号について、ご説明いたします。

第20区の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和3年10月18日から11月18日の概ね1箇月間、公募を行いましたところ、1人の応募者がございましたので、12月3日に周南市農地利用最適化推進委員評価委員会を開催し、候補者の評価を行ったところです。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱するこ

とになっておりますことから、本議案において、お諮りするものです。

農地利用最適化推進委員候補者の氏名等につきましては、記載のとおりで、委嘱期間は、本日から令和5年7月23日までとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第50号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（無しの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第50号について採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第50号は承認することに決定しました。

続きまして、議案（その3）の議事日程第5、議決事項に入ります。

議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

議案第51号をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,148.73平方メートル、パネル枚数600枚を設置するもので、発電出力は120キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水近隣公園から北西約770メートルに位置し、所

在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請以後の経緯は、参考資料8ページ以降の経緯概要のとおりです。

令和3年12月8日付で当地区の自治会長を兼ねる隣接土地所有者から農業委員会会長あて及び市長あてに要望書が提出されており、その要望書には、「まったく利害関係者を無視しており、誠意が感じられない。このままなし崩しにされたら「地域のことは地域で守る」という理念のもと地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組んでおり、農村環境を維持し活力ある地域を目指しておる関係上、また、周南市農業委員会の「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」を遵守しないため、不許可にしてください」と記載されており、9日午後6時の時点でその考えは変わっていないとのことです。

本件は、11月19日に申請書が提出され、11月23日の地区担当農業委員との現地確認を経て、その日以降、国の資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン、太陽光発電」、環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」及び周南市農業委員会が策定した「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」が掲げる事業実施に当たっての地域住民の理解を得られるよう、申請譲受人に求めているところです。

農地法第5条1項の許可の規定による許可申請について、同条第3項が準用する同法第4条第2項の規定による農地法施行規則第30条各号は申請に添付しなければならない書類を定めており、同条第7号はその他参考となるべき書類と定め、山口県が定めた農地法関係事務処理要領の農地等の転用のための権利移動許可申請書にも添付書類の項目にその他とあります。

しかし、経緯概要のとおり本件に関して「地域住民の理解」が得られたと判断することはできず、隣接土地所有者からは先ほどのとおり、「地域住民の理解」が得られていないと判断せざるを得ない要望書が提出されたところです。

農地転用の確実性につきまして、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書は、形式上整っています。

しかし、11月26日に改めて提出された被害防除計画書では、隣接土地所有者が求めている「サル、イノシシ侵入防止電気柵及び侵入防止用フェンスの維持管理（草刈り）への協力」について、「詳細については、当地区の代表者と規定をもとに協議予定」とあり、26日までに確定していなかったのは明らかです。代理人行政書士が提出した12月3日の申出書には、「中国支店長が実行する予定」と隣接土地所有者に回答したとの記載がありますが、確定したとの報告はありません。また、12月8日に隣接土地所有者が提出した要望書からは、この件が確定したと窺うことができる記載はありません。同フェンスについて、その管理をしている当地区自治会の会長でもある隣接土地所有者との協議が整ったと認めることは困難であり、許可をすることができない要件の一つである農地法第5条第2項第4号に定める農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると考えられます。

そのほか、隣接土地所有者の理解が得られていると認められない現状では、現在提出済みの被害防除計画書などの提出書類の記載内容が今後変わる可能性がありますので、許可基準を満たしていると断言することはできません。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番の笠井です。

議案第51号について、去る11月23日、事務局と一緒に現地確認をいたしました。

その際、当該地の隣接土地所有者に立ち会っていただき、設置内容も説明し、要望書を頂きました。

申請地は、いわゆる中山間地域の山合にある小さな集落で勾配があつて、狭小の農地が連なる棚田です。

申請地も長い間休耕していますが、草が刈つてあつて、保全管理が行き届いています。

この地域は、先の大雨災害で、土石流が流れ、河川に大きな被害がありました。

ようやく、復旧工事も終了に近づいています。

この地域は、今回立ち会っていただいた隣接土地所有者が、長い間自治会長を務められ、有害鳥獣侵入防止フェンスを地域全体に設置するなど、また、地域として地元自治会で、地域全体の草刈りを年3回、個人所有地においても年3回以上の草刈りを実施して、地域全体が管理されていました。

隣接土地所有者は、設置事業者からは現在までに満足な回答が得られていないとのことでした。

資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン、太陽光発電」には、「発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に、事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である」とあります。

太陽光発電設備という地球環境への配慮を目的とする事業を進める事業者には、地域が必要とする防災環境保全の対策や地域の個別の状況を踏まえた上で事業計画を作成することが求められていると思います。

この申請に係る今日までの経過は、事務局の説明のとおりで間違いありません。

地区担当農業委員として、また、地域の農業者の代表者であり、農村、農業者、そして農村で形成される地域コミュニティを守るという観点から、本件は不許可が相当と思います。

議長（山下会長）

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今、現地の状況、地域の現状を誰よりも熟知されている地区担当農業委員から、不許可が相当という説明がありましたが、本委員会の総会においては、今までになかった異例のことです。

総会への議案の提出に関することは、周南市農業委員会規程第4条第1号に規定されていますが、会長の職務権限です。

私は、農地転用、特に太陽光発電設備に関しては、農業者の利益を守る、周辺の農地・農業への影響を最小限にする、農村の地域コミュニティを守るという基本的な姿勢で対処すべきだと考えています。

太陽光発電設備は、そこに残っていくものであり、地域との共存共栄が大切だと考えます。

このことは、委員の皆さんも同様のお考えだと思います。

本件は、事務局の説明、地区担当農業委員の説明のとおり、再三にわたり、申請者の代理人に、また、事業を行う譲受人に、地域住民への事業説明や近隣所有者との協議を依頼しましたが、国のガイドラインや本委員会の注意事項が求めている地域住民への事業説明が果たせているとは言えない状況であったため、当該許可申請書の不受理決定処分を行うことも考え、申請者へ弁明書の提出を求めましたが、むしろ、受理をして総会で審議して、許可にするのか、不許可にするのかを決定するのが自然であると判断して、今回の追加上程となりました。

委員の皆さんには、議案の送付が直前になってご迷惑をおかけいたしました。

そして、事務局が説明したように、本件については、この総会での決定結果を県の常設審議委員会に諮って許可か不許可かの意見を聴くこととなります。

私からも、今までの経緯について説明させていただきましたが、

地区担当農業委員の説明は、不許可が相当とのことでした。

それでは、ただ今の議案第51号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

田中委員

第7番田中委員

7番、田中です。

農業委員会の委員として、農地転用などを考える上で、何を大切にすべきかということなのですが、農業委員会憲章の前文にもありますように、「農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため」と目的を明確にした上で、「法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。」とあります。

「農業・農村を守り、その健全な発展に寄与する」、この視点を常に持って何事にも取り組むのが、農業・農村の代表としての我々農業委員の務めと考えます。

私は、このような考えから、周南市の農業委員会の委員として、申請地及びこの地区の実情をしっかりと見極めて判断をされた笠井委員の意見に賛同します。

以上です。

議長（山下会長）

その他、ご意見はありますか。

原田委員

第11番原田委員

太陽光発電設備については、私の担当地区も含めてですが、転用後の維持管理が適正に行われるのかという課題、心配がございます。

このような課題があることも踏まえて、私も日頃から担当地区の農村や農業者など、農業全般の把握に務めようとは思っています。

本案件について、その実態を誰よりも把握されている笠井農業委員の意見に、私も賛同いたします。

以上です。

議長（山下会長）

その他、ありますか。

第14番藤原委員

藤原委員

今までお聞きしたことと、経緯概要を見ての私の考えですけど、隣接の土地所有者は、8ページに記載されているように、①、②、③と明確に質問内容を提示されています。

しかし、業者、また担当の行政書士の方は、それに対して明確な答えを何一つ提示されていません。

書類にして欲しいと言われても、それを支店長が自分だけでは判断できないので、書き物にするということについては、社内で検討するとか言われたみたいですけど、その分の社内でどうだったかという返事は一切書かれていません。

ガイドラインでも、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図ることが重要だと書いてありますが、コミュニケーションを取るには、やはり信頼関係が大事です。

ですから、業者の、意見に対して真摯に向き合って、全部認めないといけないとは思いません。出来ないこともあるし、する必要がないこともあると思います。それを、ちゃんと明確に面通ししてすることが大事なのではないでしょうか。

ノーなら、ノーで仕方ないです。これは出来ないけど、代わりにここまでなら出来るかもしれないとか、そういった話し合いをしないと、解決はしないと思います。

何も返事をしないで、いやいい関係だったとか、そういったなんか抽象的なことを言っていたのでは、なるべくものもならないと思います。

隣接土地所有者が明確に質問状を出しているのですから、やはり、真摯に答えるそういう姿勢が一番大事だと思います。

それをしていない以上は、農業委員会としての認めることは難しいのではないかと考えています。

議長（山下会長）

その他、ご意見、ご質問はございませんか。

発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「不許可が適当である」旨の回答があれば不許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号は不許可相当と決定いたします。

なお、不許可決定通知の文案は会長にご一任いただくことでご異議ありませんか？

(異議なしの声あり)

申請者への不許可決定通知の文案は会長にご一任いただくことに決定いたしました。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第12回、周南市農業委員会総会を閉会いたします
お疲れ様でした。

閉会 (午前11時13分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年12月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 有 馬 俊 雅

委 員 藤 井 孝